

2025 年 7 月改訂（前回改訂 2025 年 1 月）

(新)	(旧)
第1章 総則 第2節 契約の締結 第4条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。 第5節 報告・連絡 第20条（取引残高報告書等） 1. ～5.（現行どおり） 6. 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 (2)（現行どおり） 第10章 電子交付サービスの取扱い 第142条（定義） （現行どおり） (1) ～(4)（現行どおり） (5) 「承諾」とは、お客様が事前に同意することをいいます。 (6) 「告知」とは、顧客書面の電子交付に関する当社からお客様への通知をいいます。 第150条（告知および電磁的方法による情報提供） 1. 本章前各条の定めにかかわらず、当社はお客様に対し、<u>次の事項を通知し、通知されたお客様から書面での交付を請求する手続きがない場合、電磁的方法により情報を提供することができることとします。</u> (1) 電磁的方法により情報を提供する書面の種類と形式 (2) 第143条および第149条に定める電子交付の方法 (3) 当社所定の手続きにより書面で交付する旨 2. 当社は、電磁的方法により情報提供する書面を追加する場合、ホームページ等で周知するものとします。 3. お客様から書面交付の請求があったとき、当社所定の手続きにより書面を交付します。 第151条（免責事項） （現行どおり） 【附 則】 第2条（合併にともなう特則） （現行どおり） (1)（現行どおり） (2) 口座開設時に印鑑届を提出されていないお客様につきましては、当社の定める方法によりお客様が届出られた印影を届出印鑑としてお取扱いいたします。 以 上 2025年 7 月	第1章 総則 第2節 契約の締結 第4条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第5節 報告・連絡 第20条（取引残高報告書等） 1. ～5.（省 略） 6. 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2)（省 略） 第10章 電子交付サービスの取扱い 第142条（定義） （省 略） (1) ～(4)（省 略） (5)（新 設） (6)（新 設） 第150条（新 設） 第150条（免責事項） （省 略） 【附 則】 第2条（合併にともなう特則） （省 略） (1)（省 略） (2) 口座開設時に印鑑届を提出されていないお客様については、当社の定める方法によりお客様が届出た印影を届出印鑑として取扱いします。 以 上 2025年 1 月

「外国証券取引約款（法人のお客様用） 新旧対照表」

2025 年 7 月改訂（前回改訂 2025 年 1 月）

(新)	(旧)
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条（約款の趣旨） 1.（現行どおり） 2.（現行どおり） （1）（現行どおり） （2）外国証券の売買注文を<u>取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引</u>（以下「外国取引」といいます。） （3）～（4）（現行どおり） 3.（現行どおり）	第 1 条（約款の趣旨） 1.（省 略） 2.（省 略） （1）（省 略） （2）外国証券の売買注文を我が国以外の<u>金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）</u>に<u>取り次ぐ取引</u>（以下「外国取引」といいます。） （3）～（4）（省 略） 3.（省 略）
第 2 章 外国証券の国内委託取引	第 2 章 外国証券の国内委託取引
第 4 条（外国証券の混合寄託等） 1.（現行どおり） 2.当社は、寄託証券を当社の名義で決済会社に混合寄託するものとします。ただし、当該寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えるものとします。また、<u>振替証券</u>は次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を当該現地保管機関における決済会社の口座に振替え、当該数量を記載または記録するものとします。 3.～4.（現行どおり）	第 4 条（外国証券の混合寄託等） 1.（省 略） 2.当社は、寄託証券を、<u>当社の名義</u>で決済会社に混合寄託するものとします。ただし、当該寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えるものとします。また振替証券は次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、<u>当該現地保管機関における決済会社の口座に振替え、当該数量を記載または記録するものとします。</u> 3.～4.（省 略）
第 11 条（議決権の行使） 1.（現行どおり） 2.前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し、<u>所定の書類により行うものとします。</u> 3.～4.（現行どおり）	第 11 条（議決権の行使） 1.（省 略） 2.前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し<u>所定の書類により行うものとします。</u> 3.～4.（省 略）
第 3 章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い	第 3 章 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
第 19 条（外国証券に関する権利の処理） （現行どおり） （1）当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利金および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払うものとします。この場合、支払手続きにおいて、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、<u>当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。</u> （2）～（6）（現行どおり） （7）（1）に定める果実に対し、<u>我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きについては、当社がお客様に代わってこれを行うことがあります。</u>	第 19 条（外国証券に関する権利の処理） （省 略） （1）当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利金および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払うものとします。この場合、支払手続きにおいて、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。 （2）～（6）（省 略） （7）（1）に定める果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きについては、当社がお客様に代わってこれを行うことがあります。
第 22 条（諸料金等） 1.（現行どおり） （1）外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の外国取引については、お客様は、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を第16条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとします。	第 22 条（諸料金等） 1.（省 略） （1）外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の外国取引については、お客様は、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を、<u>第16条(2)に定める受渡期日までに、当社に支払うものとします。</u>

(新)	(旧)
(2) 外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の国内店頭取引については、お客様は、国内の公租公課その他の賦課金を第16条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとします。 (3) 外国投資信託証券の外国取引については、お客様は当該証券について定められた手数料および取引を取り次ぐ国等における公租公課その他の賦課金を第16条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとします。 (4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、お客様は当該証券について定められた手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金を第16条(2)に定める受渡期日までに当社に支払うものとします。 (5) 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募に係る取得の申込みについては、お客様はファンド所定の手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書に記載された期日までに当社に支払うものとします。	(2) 外国証券（外国投資信託証券を除きます。）の国内店頭取引については、お客様は、国内の公租公課その他の賦課金を第16条(2)に定める受渡期日までに、<u> </u>当社に支払うものとします。 (3) 外国投資信託証券の外国取引については、お客様は当該証券について定められた手数料および取引を取次ぐ国等における公租公課その他の賦課金を、<u> </u>第16条(2)に定める受渡期日までに、<u> </u>当社に支払うものとします。 (4) 外国投資信託証券の国内店頭取引については、お客様は当該証券について定められた手数料相当額および国内の公租公課その他の賦課金を、<u> </u>第16条(2)に定める受渡期日までに、<u> </u>当社に支払うものとします。 (5) 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募に係る取得の申込みについては、お客様はファンド所定の手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を、<u> </u>目論見書に記載された期日までに当社に支払うものとします。
2.（現行どおり）	2.（省 略）
第4章 その他の通則	第4章 その他の通則
第25条（取引残高報告書の交付） 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券について、岩井コスモの総合取引約款第1章第20条に規定する取引残高報告書をお客様に交付するものとします。	第25条（取引残高報告書の交付） 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券について、岩井コスモの総合取引約款第1章第20条に規定する取引残高報告書を、<u> </u>お客様に交付するものとします。
第26条（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。	第26条（共通番号の届出） お客様は、行政手続<u> </u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届<u> </u>け出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。
第28条（届出事項の変更届出） お客様は、前条の届出事項に変更が<u> </u>あったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。	第28条（届出事項の変更届出） お客様は、前条の届出事項に変更<u> </u>のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。
第32条（契約の解除） （現行どおり） (1) ～ (7)（現行どおり） (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し、<u> </u>解約を申し出たとき (9) ～ (12)（現行どおり）	第32条（契約の解除） （省 略） (1) ～ (7)（省 略） (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し解約を申し出たとき (9) ～ (12)（省 略）
2.（現行どおり）	2.（省 略）
以 上	以 上
2025年7月	2025年1月